

お問い合わせ Q&A

2. 対象車両について



2－1) 補助の対象となる車両は何ですか？



一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車の導入に関する補助金の交付決定を受けた電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車（新車に限る。）です。



2－2) 一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金を交付されていない場合は補助対象外ですか？



そのとおりです。



2－3) いつ初度登録または届出を出した車両が補助対象になりますか？



令和7年4月1日以降に初度登録または届出を出した車両です。



2－4) 補助対象になる車両はどこで確認できますか？



一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金交付対象車両であり、詳細は、センターの補助金交付対象車両をご確認ください。

センターHP：<http://www.cev-pc.or.jp/>



2－5) 新車購入が対象ですか？



そのとおりです。中古車、未使用者（新古車）を購入した場合には対象にはなりません。また、海外から輸入した中古車を日本国内で初めて新規登録（初度登録）又は新規検査届出した場合も対象にはなりません。



2－6) リース（サブスクリプション含む）車は補助対象になりますか？



対象になりません。補助対象車両を自家用乗用車として購入することが要件の一つとしてあります。



2－7) ローンによる購入は補助対象になりますか？



対象になります。補助対象車両の自動車検査証上の所有者及び使用者が申請者であることが要件の一つとしてあります。ただし、所有権留保付等による購入によって自動車検査証上の所有者が自動車会社またはローン会社等になる場合、①使用者が申請者であること②領収書やローンの契約書等、契約の内容や全額分の支払いが客観的に確認できる書類を提出することが要件となります。※残価設定型ローン（クレジット）での購入も同様です。